

全教委連第153号
令和8年1月19日

こども家庭庁支援局長 殿

全国都道府県教育委員会連合会
会長 坂本 雅彦

こども性暴力防止法に基づき実施する研修に係る教材に対する
書面での意見提出について

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のために措置に関する法律」では、学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるために教員等に研修を受講させなければならないこととされている。

このことを踏まえ、こども家庭庁では、効果的な研修の在り方の検討や研修教材等の作成に向けて、「こども性暴力防止法に基づき実施する研修の在り方に関する調査研究業務に係る有識者会議を設置しているが、この度、国から関係団体に対し、研修動画（案）に関する2回目の意見照会があった。

については、全国都道府県教育委員会連合会として別紙のとおり意見を提出する。

こども性暴力防止法に基づき実施する研修に係る教材に対する意見照会(2回目)について

項目番	資料名	該当箇所	該当する項目名	ご意見
1	防止措置(事業者)	3:28辺り	①防止措置の概要 不適切な行為とは	「更衣中の部屋に入室すること」とあるが、放課後の教室など更衣室以外の教員側が予測できない場所で更衣することもあり、それを不適切と扱うのは言い過ぎではないか。「更衣中であることを知りながら」など加えた方がよい。
2	防止措置(事業者)	9:53辺り	③留意点 事業者があらかじめ行っておくべきこと	中央のテロップが「重大な」となっているのに対し、下の字幕と音声は「重要な」となっているため、表記を統一した方がよい。
3	防止措置(事業者)	10:08辺り	③留意点 事業者があらかじめ行っておくべきこと	内定後に犯罪事実確認を拒まれた場合のトラブルを防ぐため、「採用募集要項に、『内定後は、採用前に犯罪事実確認の手続きに応じる義務がある』旨を明示する」ことを追加した方がよい。
4	監督等	1:25辺り	監督の概要	「所轄庁の例」として「教育委員会→公立小中高」との記載があり、「例えば、公立学校であれば都道府県教育委員会」との説明がある一方で、2:49辺りで「なお、国や地方公共団体の学校や事業はこれらの監督の対象となりません。」との説明がある。監督の対象とならないのであれば、「監督の概要」の説明において公立小中高校の所轄庁が教育委員会であることをあえて例示する必要性はないのではないか。
5	監督等	6:31辺り	監督が行われる事項 「情報管理措置について」	スライドには「情報管理規定に定める事項の順守」とあるが、ナレーションでは「遵守」となっており、また、別の動画、情報管理措置(事業者)06:23では「情報管理規程を遵守する」となっているため、表記を統一した方がよい。
6	情報管理措置(従事者、事業者)	従事者版2:54辺り	①全体像 事業所内の管理者や担当者	<p>「従事者の皆さんには、こういった情報管理が行われていることを理解し、正しく行動することが重要です。ご自身の職場の情報管理規定に目を通し、報告・連絡の体制を知っておきましょう。」との説明に関し、次の観点から修正案のとおりとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が情報管理規定に目を通す意義が分かりにくい。 ・「情報管理規程に目を通し」だけでは、報告・連絡の体制、情報漏洩が発覚した場合の手順や連絡先などについて、全従業者の理解が浸透しない可能性がある。 <p>(修正案) 「従事者の皆さんには、こういった情報管理が行われていることを理解し、<u>情報漏洩時などには</u>正しく行動することが重要です。ご自身の職場の情報管理規定などに目を通し、報告・連絡の体制を知っておきましょう。」</p>
7	情報管理措置(従事者、事業者)	従事者版3:58~	②報告	<p>1つのスライドに対して、以下とおり複数の内容が説明されておりわかりにくいため、伝えたい内容ごとにスライドを作成するなどの対応が必要だと考える。(①~④は順不同)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①性犯罪歴に関する根拠のない推測やうわさ話はしてはいけないこと。 ②性犯罪歴に関する情報を第三者に教えたり提供したりしてはいけないこと。 ③匿名であってもSNSに投稿してはいけないこと。 ④深刻な人権侵害を招く恐れがあること。
8	情報管理措置(従事者、事業者)	事業者版 2:35辺り、12:25辺り	ポイント	情報漏洩があったときにこども家庭庁へ報告とあるが、個人情報保護委員会への報告も必須ではないか。12:25の場合によっては個人情報保護委員会へ報告が必要と説明しているが、個人情報保護委員会へ報告が必要なケースと不要なケースの具体例もあると良い。
9	情報管理措置(従事者、事業者)	事業者版4:15辺り	①全体像	「管理者」との記載、説明がある。こ性防法に規定されている「管理者」と混同させないため、「管理責任者」あるいは「責任者」と修正した方がよいのではないか。
10	情報管理措置(従事者、事業者)	事業者版13:58辺り	④ケーススタディ	この場合におけるケーススタディについて、実際に発生した場合に誤った回答や過度な対応に繋がらないよう、動画内でなくとも良いので、具体的な回答例を示してほしい。
11	認定等	CUT5	概要	「小中高」と記載されているが、学校には特別支援学校も含まれるため「小中高特」としてはどうか。
12	認定等	CUT7	概要	事業所を選択するためにホームページを確認するのは保護者が中心になると考えるため、「これにより、こどもや保護者が」とナレーションをするところを、「これにより、保護者などが」としてはどうか。
13	認定等	CUT5~8	概要	CUT3・4の表題は「認定の概要」となっているが、CUT5~8(CUT7を除く)の表題が「概要」となっているため、表記を統一した方がよい。
14	認定等	CUT23	申請	事業者とこども家庭庁との矢印の大きさ太さが異なる理由はあるか。理由がないのであれば、大きさをそろえてはどうか。また、それぞれの矢印に意味を持たせたいのであれば、大きさは変えず、色や破線の状態で違いを表してはどうか。